

令和5年12月号掲載

男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するもので、本市といたしましても、かしわら広報11月号で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日～25日)として、パープルリボン(シンボルマーク)を掲載し周知いたしましたところです。

配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどのあらゆる暴力は、決して許されない行為です。

暴力は、加害者・被害者の間柄を問わず、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であるという認識を社会全体に広げていかなければなりません。

Q102 「これってDV?」

A102 精神的な暴力も、暴力のひとつ

令和6年4月1日より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が施行され、身体に対する暴力だけではなく、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象が拡大するなど、保護命令制度が拡充されます。

「DV」というと、殴る・蹴るといった身体的暴力をイメージすることが多いかもしれませんが、例えば、外出しようとする怒鳴る・仕事を辞めさせると告げる・キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなどの行為により、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。「これってDVなのかも」と感じたら、ためらわずに相談してください。

ひとりで抱えず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センターは、DVに関する相談やカウンセリング、保護命令制度の利用や自立支援のための情報提供を行うことで、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的としたDV専門の相談支援機関です。DV相談ナビの全国共通番号#8008（はれれば）にお電話いただくと、最寄りの相談窓口につながります。

※受付時間は、各機関によって異なります。

また、DV相談プラスでは、メールやチャットでの相談もできます。チャット相談は、10言語の外国語にも対応しています。

※これらの相談窓口では、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）についての相談もできます。

配偶者暴力相談支援センター一覧

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html



DV相談プラス

URL <https://soudanplus.jp/>



心を傷つけることも暴力です。
ひとり抱えず、最初の一步を

DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別をとわず、相談できます。

| | | |
|--|--|--|
| <p>性別別・性暴力</p> <p>内閣府 男女共同参画局 DV相談ナビ #8891</p> | <p>配偶者・交際相手からの暴力</p> <p>内閣府 男女共同参画局 DV相談ナビ #8103</p> | <p>配偶者・交際相手からの暴力</p> <p>内閣府 男女共同参画局 DV相談ナビ #8008</p> |
|--|--|--|

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

デートDVって？ 交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

| | |
|---|---|
| <p>ささまざまな種類があります。</p> <p>デートDVには</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ なぐる・たたく・ける ✓ 相手が望まない性的な行為をする ✓ 嫌がっているのに下着姿や裸を撮影する ✓ 友だちと会うのを嫌がる・やめさせる | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「別れるなら死ぬ」と言って、別れるのを嫌がる ✓ 大声で怒鳴る・バカにする ✓ 長時間無視をする ✓ デートのお金をまったく払わない |
|---|---|

友人にも教えてあげてください！ 交際相手からの暴力は、自分で解決するのは難しい問題です。相談してください。

はれば

DV相談ナビ **#8008**

警察相談専用電話 **#9110**

チャットで相談 DV相談プラス

デートDVとは 内閣府 男女共同参画局

DV は繰り返されます。ある時は別人のようにやさしく近づき、ある時はイライラし、怒りやストレスをため込み、いつしか怒りを爆発させ、やがて大きな暴力が起こります。

あなたの心とカラダは、「助けて」と叫んでいるのかも知れません。自分を大切にしてください。迷わず相談してください。

自分を輝かせるためにも。